

特集 「憲法と子ども・市民」

この春実施の、全国紙による憲法に関する世論調査は、〇七年参院選に表れた民意を裏づけました。とりわけ社是として「憲法改正」を掲げ、一九八一年から面接方式でやっている読売新聞の調査結果が注目を集めました。

それは、九条については改定反対が一貫して多数で、賛成のほぼ二倍の60%です。憲法全体については十五年ぶりに「憲法改正」反対(43・1%)が賛成(42・5%)を上回りました。昨年調査より4ポイント増で、二〇〇四年の賛成65%に比べると、変化はめざましく、〇四年から「九条の会」が活動を開始した成果といえます。

小泉・安倍政権が進めた「海外で戦争する国づくり」に、草の根の運動がノーを示すのに奇与しました。そのことは改憲派も認め、「新憲法制定議員同盟」は

「九条の会」に対抗する国民運動を提起し、それと連携して日本青年会議所が「憲法タウンミーティング」を全国で開催する計画です。

彼らはまた昨年(五月)強行採決で設置した憲法審査会の始動を求めています。改憲派は、憲法の国民投票法の整備と称して、投票年齢引き下げ、公務員の国民投票運動制限などを検討中です。投票年齢十八歳を予測して、「若い世代に、今の憲法の良い点、時代に合わない点についてしっかりと認識してもらおう」と学校教育に介入すると見られます。

改悪された教育基本法に基づき、学習指導要領が告示されました(三月)。それが子どもの学びにとつてどのようなものか、憲法で保障する学習権とどうかわるのかを考えたいと思います。

この学習権に深く関わる憲法学習を子どもたちはどうのように学び、学校教育でどう展開されているかを探ってみました。

県内では市民でつくる「九条の会」で憲法はあらためて学ばれています。若者や子どもたちを視野にいれた草の根の運動の研究も課題になるかと考えます。